

経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領

1. 経営事項審査の概要	2
1 位置付け	2
2 経営事項審査の構成及び総合評定値の通知	2
(1) 経営状況分析	2
(2) 経営規模等評価	2
(3) 総合評定値の通知	3
3 審査項目・配点、算出方法等	3
2. 直近の審査基準改正の概要（令和2年4月1日・平成30年4月1日施行）	5
3. 申請方法等	6
1. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求について	6
2. 申請方法等について	6
(1) 在復はがきによる申込み	6
(2) 審査日時等の通知	7
(3) 下書き審査の実施から本申請まで	7
3. 申請書類について	7
(1) 提出部数	8
(2) 提出書類	8
(3) 添付書類	10
(4) 提示書類	13
4. 特殊な申請について	17
(1) 完成工事高の業種間振り替えについて	17
(2) 実額の承継について	19
(3) 会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実額の承継について	19
5. 手数料について	20
(1) 手数料の額	20
(2) 納付方法	20
6. 経営事項審査の結果の通知について	20
7. 経営事項審査結果の公表について	20
8. 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて	20
4. その他	21
1. 虚偽申請防止対策について	21
2. 建設機械の保有状況の評価について	22
3. 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例	23
4. 防災協定を締結する建設業者への加点措置に関するQA	23
5. 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について	25
5. 参考様式	26
○様式第1号 工事種類別完成工事高付表	26
○様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類	27
○様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	30
□お問い合わせ先・申請窓口	31
□経営状況分析機関一覧	32

令和3年1月

愛媛県

1 経営事項審査の概要

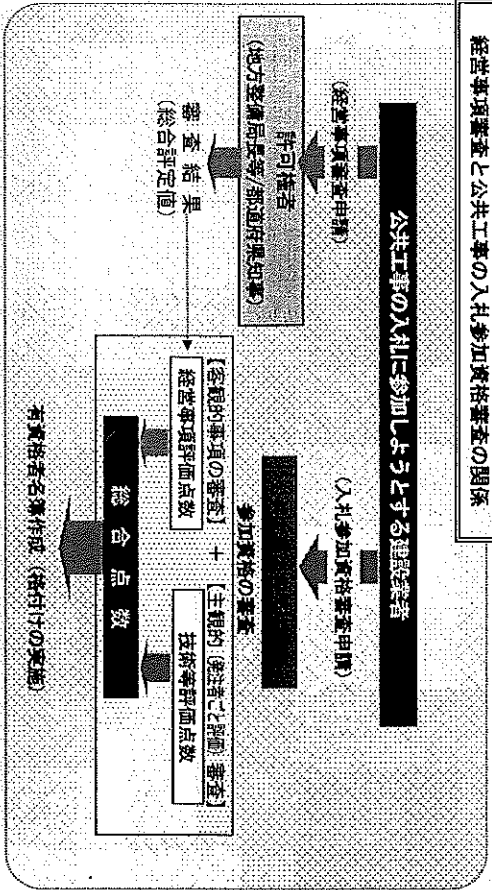
1 位置付け

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を、国、地方公共団体などの発注者から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（以下、「法」という。）第3条第1項の許可を受けた者）が、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならぬこととなっています（法第27条の23）。

経営事項審査の審査結果（総合評定値）は、各発注機関における入札参加資格審査の際に、客観的事項の審査点数として活用されます。この客観的事項による点数と、各発注機関による独自の評価点数を足し合わせて総合点数を算出し、いわゆる「格付け」が実施される場合があります。なお、この総合点数は発注機関によって異なります。

※発注者が国や地方公共団体のほか、主なものは、国立大学法人、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、日本下水道事業団、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本たばこ産業株式会社、四国旅客鉄道株式会社等の場合も、経営事項審査を受けなければ、元請として建設工事を請け負うことができません。

経営事項審査と公共工事の入札参加資格審査の関係



2 経営事項審査の構成及び総合評定値の通知

(1) 経営状況分析

経営に関する客観的事項のうち、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた者（登録経営状況分析機関：32ページ参照）が行っています（法第27条の24）。

(2) 経営規模等評価

経営に関する客観的事項のうち、経営規模、技術的能力その他の経営状況分析以外の事項の評価（経営規模等評価）については、国土交通大臣または都道府県知事が行います（法第27条の26）。

(3) 総合評定値の通知

国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者から請求があったときは、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値）を通知します（法第27条の29）。

3 審査項目・配点、算出方法等

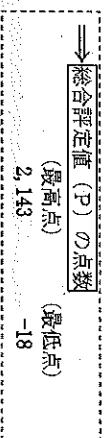
以下の表に示すとおりです。

項目区分	項目	項目別の点数	ウェイト
①経営規模 【X1】	○年間平均完成工率高 （直前2年または3年のいずれかを選択）	X1の点数 （最高点） 2,309	0.25 （最低点） 397
		【業種毎に審査】 ○自己資本額	
②経営状況 【Y】	○純支払利息比率 ○負債回転期間 ○売上高経常利益率 ○総資本売上総利益率 ○自己資本対固定資産比率 ○自己資本比率 ○営業キャッシュ・フロー ○利益剰余金	Yの点数 （最高点） 1,595	0.20 （最低点） 0
		【業者全体で審査】	
③技術力 【Z】	○技術職員数（業種別に点数化） ・1級監理受検者…5点 ・1級国家資格者…レベル4 ・2級国家資格者、1級技能士…レベル3 ・技能者…2点 ・その他の技術者…1点 ○年間平均元請完成工事高	Zの点数 （最高点） 2,441	0.25 （最低点） 456
		【業種毎に審査】	
④その他の審査項目 （社会性等） 【W】	○労働福祉の状況 ○建設業の営業継続の状況（営業年数） ○防災活動への貢献の状況 ○法令遵守の状況 ○建設業の道徳の状況 ○研究開発の状況 ○建設機械の保有状況 ○国際標準化機構が定めた規格（ISO）による登録の状況 ○近年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	Wの点数 （最高点） 1,966	0.15 （最低点） -1,995
		【業者全体で審査】	

※項目区分ごとの評点については、計算上の最高点・最低点である。
※経営状況（Y点）の評点の詳細については、次ページののとおり。

総合評定値の算出方法（建設業法施行規則第21条の3）

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$



○経営状況の評点

Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を「経営状況の評点(Y)」の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標	算出式		上限値	下限値
		(1)内訳	算出式	算出式		
負債	X ₁	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息-受取利息/配当金) / 売上高 × 100	5.1 %	-0.3 %	
	X ₂	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債+固定負債) / (売上高÷12) × 100	18.0 カ月	0.9 カ月	
収益率・効率性	X ₃	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益 / 総資本 (2期平均) × 100	63.6 %	6.5 %	
	X ₄	売上高経常利益率 (5.7%)	総営業利益 / 売上高 × 100	5.1 %	-8.5 %	
財務健全性	X ₅	自己資本対固定資産比率 (6.9%)	自己資本 / 固定資産 × 100	380.0 %	-76.5 %	
	X ₆	自己資本比率 (14.6%)	自己資本 / 総資本 × 100	68.5 %	-68.6 %	
絶対的力量	X ₇	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー / 100,000 千円 ※(2年平均)	15.0 億円	-10.0 億円	
	X ₈	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金 / 100,000 千円	100.0 億円	-3.0 億円	

(注)

- X₁及びX₂については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- X₃については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- X₄については、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- X₅については、営業キャッシュ・フローの額を100,000千円で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

- 営業キャッシュ・フロー = 経常利益 + 減価償却費 + 法人税、住民税及び事業税 + 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売却損益(受取手形 + 完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形 + 工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(完成工事支出金 + 材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額
- X₁については、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- X₂～X₈の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

●経営状況点数(A) = $-0.4605 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4$

+ $0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

●経営状況の評点(Y) = $167.3 \times A + 583$ (最高点: 1595点、最低点: 0点)

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

2 直近の審査基準改正の概要

経営事項審査の項目及び基準について、中央建設業審議会での審議を経て、所要の改正が行われました。

●審査基準の改正内容(令和2年4月1日施行)

技術職員の数の技術職区分・資格の追加

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル4』と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル3』と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

●審査基準の改正内容(平成30年4月1日施行)

①W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の撤廃)

「社会性等(W点)」の合計値がマイナスとなった場合は0点として扱う評価方法を見直し、W点のマイナス値(ボトムの撤廃)を認め、マイナス値をそのままの値で評価。
※W点の最低点を「0点」から「マイナス1,995点」へ。

②防災活動への貢献の状況への加点幅の拡大

審査基準日において国の機関や地方公共団体と防災協定を締結している場合、「防災活動への貢献の状況(W3)」による評価点数を現行の「15点」から「20点」へ。

③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

○現行の「建設機械1台につき1点加点(W7)最大15点」とする加点率を見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価。

【新加点率テーブル】

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	18	13	14	14	15	15

※1台目の保有を5点とする。(最大15点の上限は変更しない)

○営業用の大型タンクローリーのうち、主として建設業の用途に使用することを評価対象に、

- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車のうち下記を指すもの
- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)第5条第1項に規定する表示番号指定申請書に主として経営する事業の種類が建設業であることを記載していること
- 表示番号の指定を受けているもの

3 申請方法等

以下に記載する申請方法は、本県知事許可業者を対象とするものです。
大臣許可業者については、四国地方整備局へ直接御確認ください。

(注) 經由事務の廃止に伴い、大臣許可業者については令和2年4月1日から県機関を經由することなく、四国地方整備局へ直接郵送又は持参により申請書類等を提出することとなります。

(参考) 四国地方整備局HP (建設部)

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/03-keiei/jikou/index.html#ken02

1 経営規模等評価の申請・総合評定値の請求について

経営規模等評価の申請・総合評定値の請求をしようとする者は、まずは県機関に決算変更届(建設業法第11条第2項)を提出した後、登録経営状況分析機関に経営状況分析申請を行ったうえで、2に定める方法により、申請(下書き審査)の申込みを行っていただき、指定された日時・場所にて3に定める申請書類を持参して審査を受けてください。

2 申請方法について

本県においては、経営規模等評価申請・総合評定値の請求をしようとする方全てに対し、対面による下書き審査を行った後で、本申請(清書の提出)をお願いしております。

(1) 往復はがきによる申込み

往復はがきを使用して、以下のとおり明記し、下書き審査の申込みをしてください(7ページの記入例を参照)。

【往信部の表面(送付先)】

主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部または各土木事務所
所在地(31ページを参照)を記入すること。

【返信部の裏面】

① 標題(「経営規模等評価申請・総合評定値請求申込み」と記入すること。)

② 審査基準日(決算日)

③ 主たる営業所の所在地

④ 商号または名称

⑤ 代表者氏名

⑥ 電話番号

⑦ 建設業許可番号

【返信部の表面】

申請者の宛先(郵便番号、住所、氏名等)を記入すること。

【返信部の裏面】

何も記載しないこと。(県で審査日時及び審査場所等を記載します)

(2) 審査日時等の通知

上記申込みの送付があった場合は、各地方局建設部または各土木事務所から、審査日時及び審査場所を指定して各申込者へ通知します。

なお、指定された日時で不都合がある場合は、返送元の各地方局建設部または各土木事務所へ御相談ください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

(3) 下書き審査の実施から本申請まで

指定された日時・場所にて3に掲げる書類(提出書類及び提示書類)を持参し、審査を受けてください。必要に応じて担当職員から修正事項等の指示がありますので、一度持ち帰っていただき、3.(2)に掲げる提出書類について修正等を行った後、本申請(提出書類の清書提出)を行ってください。

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みはがきの記入例

官製往復はがきに以下のように記入し、主たる営業所を管轄する各地方局建設部または各土木事務所へ送付し、下書き審査の申込みをしてください。

【往信部の表面】

主たる営業所を管轄する地方局建設部または土木事務所の宛先を記入すること。

【返信部の裏面】

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込み書

● 審査基準日(決算日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇

TEL (〇〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇

● 建設業許可番号

愛媛県知事許可(般・特一〇〇)第〇〇〇〇号

【返信部の表面】

申請者の宛先(郵便番号、住所、氏名等)を記入すること。

【返信部の裏面】

何も記載しないこと。

(3) 添付書類

(2) の7に掲げる添付書類については、以下のとおりです。

【留意事項】

- 以下の書類以外にも、窓口で審査に必要とする資料の添付を求めることがあります。
- 「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。

■ 必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類

項目	申請内容	添付書類	原本
1	【項番：41】 雇用保険加入の有無 ⇒「有」の場合	<input type="checkbox"/> 雇用保険料納入証明書 <input type="checkbox"/> 労働保険概算・確定保険料申告書の控え(審査基準日を含む年度のもの)及び保険料領収済通知書(審査基準日を含む期間のもの)	<input type="checkbox"/>
2	【項番：42】 健康保険加入の有無 ⇒「有」の場合	<input type="checkbox"/> 社会保険料納入証明書 <input type="checkbox"/> 保険料納付領収証書(審査基準日を含む月分) ※健康保険の被保険者の雇用関係の承認を受けて、全国建設工業連盟健康保険組合や全国土木建築関係健康保険組合等の健康保険に加入している場合は、「雇用除外」としてください。被保険者ではありません。 ※国民健康保険の加入証明は、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。	<input type="checkbox"/>
3	【項番：43】 厚生年金保険加入の有無	<input type="checkbox"/> 社会保険料納入証明書 <input type="checkbox"/> 保険料納付領収証書(審査基準日を含む月分)	<input type="checkbox"/>
4	【項番：44】 建設業退職金共済制度加入の有無 ⇒「有」の場合	<input type="checkbox"/> 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部または当該本部の受給員支部の発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」(経営者・役員専用)	<input type="checkbox"/>
5	【項番：45】 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無 ⇒「有」の場合	1) 退職一時金： <input type="checkbox"/> 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への加入を証明する書類(加入証明書) <input type="checkbox"/> 特定退職金共済団体の加入を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他退職一時金制度の導入を証する書面(労働協約) <input type="checkbox"/> その他退職一時金制度のある就業規則または労働協約 2) 企業年金制度導入の場合 <input type="checkbox"/> 厚生年金基金に加入している場合 <input type="checkbox"/> 通格退職年金契約を締結している場合 <input type="checkbox"/> 確定給付型企業年金に加入している場合	<input type="checkbox"/> 厚生年金基金加入証明書 <input type="checkbox"/> 通格退職年金契約書 <input type="checkbox"/> 基金型企業年金の場合 企業年金基金の発行する加入証明書

項目	申請内容	添付書類	原本
6	【項番：46】 法定外労働災害補償制度加入の有無 ⇒「有」の場合	1) 右のいずれかの団体の労働災害補償制度へ加入している場合、それぞれの加入を証する書面(加入証明書、保険証券、加入者証書等) (公財) 建設業福祉共済団 (一社) 全国建設業労災互助会 全日本火災共済協同組合連合会 (一社) 全国労働保険事務組合連合会 2) 労働災害総合保険もしくは準記名式の普通労働者保険に加入している場合、その加入を証する書面(保険証券等)	【特約型企業年金の場合】 資産管理運用機関の発行する加入証明書 確定拠出年金に加入 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
7	【項番：49】 防災協定の締結の有無 ⇒「有」の場合	1) 申請者が加入している団体の防災協定を締結している場合 <input type="checkbox"/> 団体が締結している防災協定書※1 <input type="checkbox"/> 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 (団体等が発行する活動計画書・加入証明書等) 2) 申請者が単独で防災協定を締結している場合 <input type="checkbox"/> 防災協定書	※1 型録等との防災協定である場合は、防災協定書の提出を省略できます。 ※2 加入証明書の場合は、「原本の裏付」とします。
8	【項番：52】 「監査の受審状況」にて、「3」に該当する場合	「経理書類の適正を確認した旨の書類」(別記様式第2号)	<input type="checkbox"/>

番号	申請内容	添付書類概要	原本
9	【項番：56】 「建設機械の保有状況」にて、1台以上の該当がある場合	建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合に建設機械のリース契約に関するお問い合わせ、リース期間が当該審査基準日より1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合	<input type="radio"/>
10	【別紙二：技術職員名簿（2005 帳票）関連】 「高年齢者雇用安定法」の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合	「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（別記様式第3号）	<input type="radio"/>
11	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。 （参考）国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/traffic/survey/const/1_5_hir_000162.html	<input type="radio"/>

- 認定内容
- ①外国子会社の工事種類別完成工事高
 - ②建設業者及び外国子会社の自己資本の額
 - ③建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益

(4) 提示書類
次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

- 【留意事項】
- 以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求められることがあります。
 - 「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。
 - 「原本」欄に「原本添付」と記載したものは、(3)に掲げたものの再掲です。

（■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類）

番号	書類内容	提示書類概要	原本
1	【項番：18】 利払前税引前徴収前利益の確認に要する書類	1) 法人の場合 ■法人税申告書別添 16(1)及び(2) ■損益計算書（省令別記様式第16号） ■青色申告の場合 所得税青色申告決算書 ■白色申告の場合 収支内訳書 ■損益計算書（省令別記様式第19号） 【備考】 ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について の数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受けなければならない。 【原 則】 ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について の数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受けなければならない。	<input type="radio"/>
2	完成工事高等の属 類に要する書類 たる者	1) 前年の経営規模等評価を受け た者 2) 前年の経営規模等評価を受け ていない者 ■消費税確定申告書控え （第27-(1)号様式；税務署で収受印が押印されたもの。 なお、電子申請の場合は、申告書及び申告に対する「受富通知」） ■消費税及び地方消費税納税証明書 （国税通則法施行規則第8号様式（その1）） 【原 則】 ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について の数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受けなければならない。	<input type="radio"/>

3	<p>工事経歴等の確認に要する書類</p> <p><input type="checkbox"/>契約書、注文書・請書、発注者の証明書等</p> <p><input type="checkbox"/>請負工事台帳</p> <p><input type="checkbox"/>発割定元帳</p> <p><input type="checkbox"/>JVによる施工の場合</p>	<p>協定書等の出資比率がわかる書類または分担した工事範囲がわかる書類</p> <p>「工事進行基礎」を採用している場合または「部分完成基準」により当該会計年度内に完成した出資率部分の発割を計上する場合、工事経歴等の発行を省略する場合</p>	<p>協定書等の出資比率がわかる書類または分担した工事範囲がわかる書類</p> <p>事業年度毎の出資率を算出できる書類（「工事進行基礎」を採用する業者については、注記表（省令別記様式第17号の2）、原簿計算書類等も必要）</p> <p>決算変更届（地方高建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）</p>	<p>【提示書類の範囲】</p> <p>工事経歴書に記載されている工事に係る契約書、注文書・請書、発注者の証明書等の提示については、建設工事の原簿を求めるとはいたしません。ただし、申請内容に異議がある場合については、追加で資料の提示を求めます。</p> <p>【工事進行基礎】</p> <p>特別として、法人組法第64条により認められている長期かつ大規模な工事（工期が1年以上、10億円以上の工事の建設）において採用が可能。なお、この場合は原簿を算計方針として、その建設の工事進行原簿を適用して計上し、建設工事原簿について、計算書類の注記表に所記する必要がある。</p> <p>【部分完成基準】</p> <p>法人組法第64条により認められている長期かつ大規模な工事（工期が1年以上、10億円以上の工事の建設）において採用が可能。なお、この場合は原簿を算計方針として、その建設の工事進行原簿を適用して計上し、建設工事原簿について、計算書類の注記表に所記する必要がある。</p>	<p>【備考】</p> <p>技術職員（経理責任者を含む）が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類</p> <p>※雇用関係、就業記録表</p> <p>加入保険記録表を添付できる場合は添付</p>	<p><input type="checkbox"/>事業所の名称が記載された健康保険または雇用保険の被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/>健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書</p> <p><input type="checkbox"/>審査基準日を含む期間についての給与引当の所得控除徴収計算書</p> <p><input type="checkbox"/>源泉徴収票または源泉徴収票合計表</p> <p><input type="checkbox"/>賃金台帳または給与台帳</p> <p>（基準日が属する月及び翌月日から起算して7か月程度分）</p> <p><input type="checkbox"/>出勤簿等</p> <p>新規採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合</p> <p>後期高齢者がいる場合</p> <p>出向者がいる場合</p> <p>高齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合</p>	<p><input type="checkbox"/>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面（労働契約における賃金に関する事項が明らかとなる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）</p> <p><input type="checkbox"/>住民税特別徴収額決定通知書</p> <p><input type="checkbox"/>住民税特別徴収額決定通知書</p> <p><input type="checkbox"/>後期高齢者医療証及び所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/>出向事実を確認できる書類（出向契約書等）</p> <p><input type="checkbox"/>出向元へ通知された標準報酬決定通知書</p> <p>（雇 用）</p> <p><input type="checkbox"/>継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別記様式第3号）</p> <p><input type="checkbox"/>10人以上の労働者を使用する事業所のみ、同制度について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則または労働協約</p>	<p>【備考】</p> <p>※標準報酬日前に6か月を超える恒常的な雇用関係について、以下のとおり加算計算するものとし、「標準報酬日前から6か月と1日前以前」から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。</p> <p>○標準報酬日前の月の当該月の翌月を「6か月前」とする（ただし、不当な降格をしない場合には、翌月の初日を「6か月前」とする）。</p> <p>○「6か月前」の初日を「6か月と1日前」とする。（2ページを参照）</p>
---	---	---	---	--	---	--	---	---

5	<p>【別紙二：技術職員名簿（20005 帳票）関連】</p> <p>技術職員の資格の確認に要する書類</p>	<p>技術職員の国家資格、技術検定等に係る合格証明書、免許証等</p> <p>実務経験による場合</p> <p>（規則様式第9号）</p> <p><input type="checkbox"/>建設業許可申請に係る「実務経験証明書」</p> <p><input type="checkbox"/>当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式（履歴書等；経験業種及び期間が明記されているもの）</p> <p><input type="checkbox"/>監理技術者資格者証</p> <p><input type="checkbox"/>監理技術者講習修了証</p> <p>登録基幹技能者講習受講者</p> <p>登録基幹技能者講習修了証</p> <p>能力評価基礎によりレベル4又は3と判定された者</p> <p>能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）」結果通知書！</p>	<p>【備考】</p> <p>技術職員に存在する資格を証明する書面等のうち、有効期間の定めがなく、既に過去の発令事項等において審査を受けている場合は、当該資格に変更がない限りにおいて、提示を不要とする。</p> <p><input type="checkbox"/>裁判所から送付される手続開始または終結決定の通知書</p> <p><input type="checkbox"/>官報の該当公告部分</p>	<p>【備考】</p> <p>民事再生法または会社更生法の適用の有無の確認に要する書類</p>	<p>【備考】</p> <p>平成23年4月1日以前に民事再生法または会社更生法の適用を申請した事件のみが対象となる。</p> <p>【項番：52】</p> <p>監査の受審状況の確認に要する書類</p> <p>1) 会計監査人の設置会社の場合</p> <p><input type="checkbox"/>有価証券報告書</p> <p><input type="checkbox"/>監査報告書</p> <p>2) 会計参与の設置会社の場合</p> <p>3) 建設業の経理に関する業務の責任者（公「専」規）</p> <p>監査士、会計士補、税理士及びこれらと異なる資格を有する者並びに登録経理技師の一般に合格した者により建設業の経理が適正に行われたことを確認した場合</p> <p>【備考】</p> <p>建設業の経理に関する業務の責任者は、自身が恒常的に雇用している者であること必要（受審者の所属外の税理士に依頼している場合は該当しない）。</p>	<p>【備考】</p> <p>【項番：53・54】</p> <p>公認会計士・登録経理士組合資格者等の確認に要する書類</p> <p><input type="checkbox"/>合格証</p> <p><input type="checkbox"/>合格証明書</p> <p><input type="checkbox"/>合格証書等</p>	<p>【備考】</p> <p>【項番：55】</p> <p>研究開発費の状況の確認に要する書類</p> <p><input type="checkbox"/>法配表（省令別記様式第17号の2）</p> <p><input type="checkbox"/>有価証券報告書等これに準ずる書類</p>
---	---	---	---	---	---	--	--

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、経営事項審査申請に関する手続に際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。
当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への押印も廃止します。

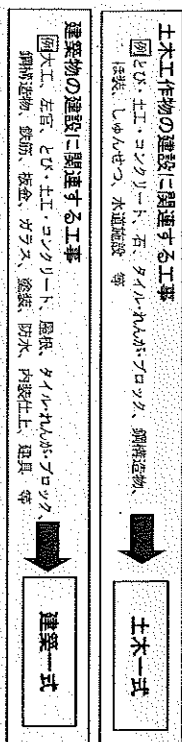
4 特殊な申請について

国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(平成20年1月31日付け国総建第269号)に基づき、以下のような申請が認められる場合があります。
これらは、特殊な申請となりますので、必ず事前に窓口へ御相談ください。

- (1) 完成工事高の業種間振り替えについて
次の①・②に該当する場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。
なお、当然ながら、振り替え元及び振り替え先双方に建設業の許可があることが前提となります。また、この取扱いによって振り替えを行った場合、元の業種については完工高がゼロになるのではなく、そもそも経営事項審査を受けたことにならない(総合評定値の通知を受けない)扱いとなりますので、御注意ください。
- ①一工事業以外の工事(専門工事)⇔一工事業
審査対象建設業が土木工事業または建築工事業(以下「一工事業」という。)である場合、許可を受けている建設業のうち一工事業以外の建設業(以下、「専門工事」という。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

番号	書類内容	[厚 規]	[原 規]
10	<p>[項番：56]</p> <p>建設機械の保有状況の確認に要する書類</p>	<p>建設機械保有状況一覧表(本県様式)</p>	<p>建設機械のリース契約の場合にお、建設機械のリース契約に關する申出書について、リース期間が当該審査基準日(本県様式)から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合</p> <p>建設機械の売買契約書</p> <p>販売店が発行する「販売証明書」または「販売証明書」</p> <p>審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書</p> <p>建設機械抵当法に基づく打刻または捺印証明書</p> <p>(オノンロード車の場合) 車検証(所有者、使用者が確認できる部分)</p> <p>当該建設機械のカタログ等(当該機械の性能、規格がわかるもの)</p> <p><small>※前項審査基準日の経営事項審査において評価の対象となったものについては、省略可。</small></p> <p>[添 考]</p> <p>評価対象は次のとおり(但ししくは2ページを参照)。 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びロータリーグレーダー(建設機械抵当法施行令第2条第1項第1号) ・大型タンク車(仕容量を超過する大型自動車による運送物の禁止等に関する特別措置法第2条第3項) ・つり上げ荷役台、トンネル上の移動式クレーン(労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号)</p> <p>■特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証</p> <p>[添 考]</p> <p>ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びロータリーグレーダー ※前項審査基準日において有効なものに限る 特定自主検査記録表(1年以内1回) 審査基準日の前1年以内もしくは審査基準日以降に直近で検査を実施したものに限る。 大型タンク車 自動車検査証(印付) 移動式クレーン 移動式クレーン検査証(2年毎) ※前項審査基準日以前であり、かつ審査基準日以前に終了する日以前であるものに限る。 移動式クレーン検査証(2年毎) ※いづれも移動履歴とみなされるものは加算対象とならない。 なお、新取得の場合は、特定自主検査記録表(添付可)または特定自主検査記録表(添付可)を添付する。</p>
11	<p>[項番：57・58]</p> <p>ISO9001の登録の有無及びISO14001の登録の有無の確認に要する書類</p>	<p>審査基準日において有効な(公財)日本適合性認定協会(JAB)またはJISQ9001の登録の有無及びISO14001の登録の有無を確認している審査登録機関が発行するJISQ9001及びISO14001の登録認定証</p>	<p>審査基準日において有効な(公財)日本適合性認定協会(JAB)またはJISQ9001の登録の有無及びISO14001の登録の有無を確認している審査登録機関が発行するJISQ9001及びISO14001の登録認定証</p>

【一式工事業へ算入できる専門工事の例】



(注意)

○専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく、直前2年分または3年分をいづれか一方の「一式工事業」に全額算入する必要があります。

○「とび・土工・コンクリート工事」については、いづれの「一式工事業」にも算入できる可能性があります。

- ・工事の内容から判断し、土木系の工事しかない場合は土木一式に、建築系の工事しかない場合は建築一式にしか、それぞれ振り替えできません(両方の内容の工事がそれぞれ1件でも含まれていれば、どちらにでも振り替えることができます)。
- ・ただし、振り替え元の工事の完成工事高を分割して、土木一式及び建築一式それぞれに算入することはできません。

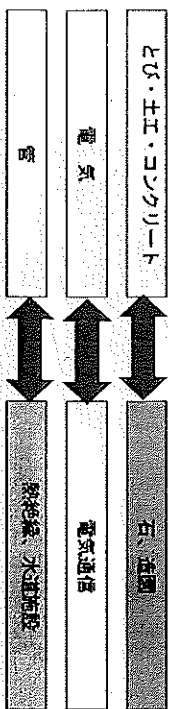
②専門工事へ他の専門工事

審査対象建設業が専門工事業である場合においては、許可を受けている建設業のうち他の専門工事業に係る建設工事の完成工事高を、その性質に応じて当該専門工事業に係る完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

この場合、①と異なり、専門工事の完成工事高については、年単位で完成工事高を振り替えることができます。例えば、審査対象年は振り替え、審査対象年の前年は振り替えない、ということも可能です。

具体的な業種の振り替えは、以下に示すものが考えられます。

【専門工事へ算入できる他の専門工事の例】



※振り替えを行う場合は、「工事種別別完成工事高付表」(様式第1号)の提出が必要となります。

(2) 実績の承継について

次の①～③いずれかに該当する場合、当期事業年度開始日の直前2年(または直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

①当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者

②いわゆる「代替わり」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に建設業者(個人に限る。以下「被承継人」という。)から建設業の主たる部分を承継した者(以下「承継人」という。)がその配偶者または2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること(やむをえない事情により連続していない場合を除く。)
- 承継人が被承継人の業務を補佐した経歴を有すること

③いわゆる「法人成り」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に被承継人から営業の主たる部分を承継した者(法人に限る。以下「承継法人」という。)であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

(3) 会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実績の承継について

次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年(または直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額に、消滅した建設業者または当該建設業の譲渡人に係る営業期間内(期間調整あり)の同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものにつき、年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

なお、詳細な算定方法等については、窓口にて御相談ください。

- 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に合併の沿革を有する者(吸収合併においては合併存続している者、新設合併においては合併に伴い設立された者)
- ・建設業を譲り受けた沿革を有する者

5 手数料について

(1) 手数料の額

「経営規模等評価」及び「総合評定値」のそれぞれの請求に手数料が必要です。なお、手数料は、許可を受けている業種数ではなく、審査対象とする業種数で算出しますので、御注意ください。

※経営状況分析の手数料は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

① 経営規模等評価手数料

審査対象建設業が1業種の場合は10,400円。以下、1業種増すごとに2,300円を加算した額。

② 総合評定値通知手数料

審査対象建設業が1業種の場合は、600円。
以下、1業種増すごとに、200円を加算した額。

(2) 納付方法

以下の方法により納付してください。

	納付方法	取付用紙
受取異知事許可業者	受取異収入証紙	審査手数料収入証紙貼付書

※証紙は消印しないこと。

6 経営事項審査の結果の通知について

審査を終了したときは、申請された窓口にて、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を申請者に交付します。

なお、原則として窓口にて手交により交付しますが、その他の交付方法を希望する場合は、別途窓口にて御相談ください。

7 経営事項審査結果の公表について

経営規模等評価の結果や総合評定値について、透明性の向上や公正さの確保、また、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制などの観点から、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ (<http://www7.sicc.or.jp/>) にて公表を行っています。

8 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて

経営規模等評価申請に係る照会等は、各地方局建設部または各土木事務所もしくは本庁土木管理課に対してお問い合わせします(お問い合わせ先は、31ページを参照ください)。

4 その他

1. 虚偽申請防止対策について

平成23年1月から、以下のとおり虚偽申請防止対策が強化されました。各申請者の皆様は、内容を偽ることなく申請するよう十分留意してください。虚偽申請が判明した場合、建設業法に基づく監督処分を行う場合があるほか、同法に定める罰則が適用される場合もあります。

① 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しが行われております。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みが創設されております。

② 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析(技術職員数値に比べて完工高が極端に大きい申請(紛争決算の可能性がある)の抽出に加え、完工高に比べて技術職員数値が極端に高い申請(技術者の水増しの可能性がある)の抽出を新たに開始)について、最新のデータに基づいて基準値の修正が行われ、運用を強化しております。

③ 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁では、経営状況分析機関から提供される情報も活用し、適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行っております。

※本県においては、①による情報提供があった場合、または②の完工高と技術職員数値の相関分析により抽出された業者があった場合、窓口にて重点審査(証拠書類の原本確認・追加徴収等)を行うことがあるほか、毎年実施している立入検査指標の対象として検討しますので、御留意ください。

2 建設機械の保有状況の証面について

①評価対象となる建設機械について
 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される建設機械の保有状況について評価します。対象となる機械は次のとおりです。いずれも労働安全衛生法に定める特定自主検査記録表等により、審査基準日において正常に稼働していることを確認できることが必要となります。

評価対象	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシセル、クレーン又はバートルドラバマーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8t以上または最大積載量5t以上の土砂等を運搬する大型自動車のうち ・ 自家用自動車で、経営する事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの（車検証備考欄に「愛媛1234」等と表示） ・ 事業用自動車で、主として経営する事業の種類が建設業である旨を届け出、表示番号の指定を受けているもの（車検証備考欄に「愛媛 営1234（建）」等と表示）
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上

②所有形態がリース契約の場合の評価について

所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定している旨の申し出をすることが必要です。
 また、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りの状況について、後日、確認することがあるほか、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りがなかった場合（廃車などのやむを得ない場合は除く。）は、虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づき、監督処分の対象となります。

3 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例

審査対象技術者については、審査基準日から6か月と1日以前から恒常的な雇用関係にある者が評価対象となる。代表的な審査基準日での各該当日は以下のとおり。

審査基準日	6か月前	6か月と1日前
令和2年3月31日	令和2年10月1日	令和元年9月30日
令和2年4月30日	令和2年10月30日	令和元年10月29日
令和2年5月31日	令和元年12月1日	令和元年11月30日
令和2年6月30日	令和2年6月29日	令和元年12月29日
令和2年7月31日	令和2年7月30日	令和2年1月30日
令和2年8月31日	令和2年8月30日	令和2年2月29日
令和2年9月30日	令和2年9月29日	令和2年3月29日
令和2年10月31日	令和2年5月1日	令和2年4月30日
令和2年11月30日	令和2年11月29日	令和2年5月29日
令和2年12月31日	令和2年12月30日	令和2年7月1日
令和3年1月31日	令和3年1月30日	令和2年7月30日
令和3年2月28日	令和3年2月27日	令和2年8月27日

4 防災協定を締結する建設業者への加地点置に関するQA

防災協定の締結の有無については、国・特許法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に加点していますが、詳細な事務取扱いはについては、以下のQAを参照してください。

No.	Q	A
1	加地点の加算を防災協定締結企業に限定するのはなぜか。協定を締結していない企業は加算せず、実際に防災活動に貢献した企業は加算すべきではないか。	経営事項審査はその性質上、全種一律の客観的な基準に基づいて評価するため、防災協定締結の有無を加点の要件とした。
2	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「特許法人等」の範囲について、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下、「入契法」という。）」第2条第1項に規定する特許法人等に限定しているのはなぜか。	「入契法」第2条第1項に規定する特許法人等は、国の出費が2分の1以上又は事業運営費の主たる財源を国から得ていること等の要件を満たしており、行政機関に準ずるとみなされることによる。また、入契法適用対象外の法人は入札制度の透明性が必ずしも確保されておらず、締結する防災協定を一律に監理の加地点とするのは馴染まないと考えられる。
3	加地点となる防災協定は、具体的に災害時のどのような活動について定められている必要があるのか。	災害時に建設業者求められる役割は地域によってまちまちであると思われるため、防災協定に定める具体的な活動内容については制限は設けない（建設工事に該当しない活動でもかまわない）。災害時の建設業者の活動継続性について定められた協定であれば、基本的に加地点対象となる。
4	災害時の実際の活動について、有償で行われる場合でも加地点対象となるのか。	防災協定を締結する建設業者は、実際に活動しない場合でも体制を整えるなど、大きな負担を伴いながら地域に貢献しており、協定に基づいて行った活動について対面を得たとし、左記のケースでも加地点対象とする。
5	上記4の回答で加地点対象とならない「防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合」とは、具体的にどのようなケースがあるか。	例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く建設業の営業そのものであるため、原則的に加地点対象外とする。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実務相当である

		ような場合は加点对象とする。 また、協定締結者を入れで決定するような場合等も加点对象とする。
6	複数の防災協定を締結する建設業者への加点はどうか。 社団法人等の団体が防災協定を締結する場合の定めがあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。 申請者が加入する団体が防災協定を締結する場合の定めはあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	防災協定を締結する建設業者に対しW1項目で一律3点の加点を行うこととし、複数の防災協定を締結している場合でも重複加点は行わない。 加点对象となる「団体」の要件について、特に制限は設けない。法人格も必ずしも必要としない。
7	申請者が加入する団体が防災協定を締結する場合の定めはあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	当該団体の会員証や証明書等で申請者が団体の会員であることと申請者が一定の役割を担っていることが確認できる場合については、加点对象とする。
8	申請者が加入する団体が防災協定を締結する場合の定めはあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	防災協定の締結については、従来どおり、各行政庁が防対対象としての要領性を基準として判断していくべきものである。今回の改正は防災協定締結の基準そのものに影響を与えない。
9	今回の改正により、建設業者や業界団体から防災協定締結の申し出が増加することが予想されるが、どのように対応すべきか。	地方自治法第1条の3で規定する地方公共団体である（特別地方公共団体を含む）。
10	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「地方公共団体」の定義は、地方公営企業法に基づき地方公営企業と締結した防災協定は加点对象となるか。	地方公営企業法において、地方公営企業の管理者は「当該業務の執行に關し当該地方公共団体を代表する」こととされており、地方公営企業が締結した防災協定は、地方自治体が締結の主体であることのみならず、経営事項審査の加点对象となる。
11	協定書は交わしていないものの、地方公共団体からの要請に基づき建設業者が災害時における協力体制を整備しているような場合は、加点对象となるか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるので、書面において協定の締結が確認できない場合は加点对象とならない。 地方公共団体からの要請及びそれに対する建設業者の承諾が書面で行われている場合は、書面から協定の締結を確認できるため、加点对象となり得る（必ずしも「協定書」を交わしている必要はない）。
12		

5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について

①雇用保険加入の有無について

雇用保険とは、失業した場合の給付等を行う制度であり、労働者災害補償保険（労災保険）と合わせて「労働保険」と総称しています。

雇用保険は、1人でも労働者（パート、アルバイトも含む）を雇用しているれば、事業主は被保険者に関する届出その他の事務を行うことが義務付けられますので、「審査基準日における雇用保険加入の有無」は、従業員が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所に行っているかどうかで判断します。

なお、従業員が1人も雇用されていない等の場合には「適用除外」となります。

②健康保険加入の有無について

健康保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における健康保険加入の有無」は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構または各健康保険組合への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合等は「適用除外」となります。

③厚生年金保険加入の有無について

厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における厚生年金保険加入の有無」は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合等は「適用除外」となります。

5 参考様式

※本様式については、愛知県ホームページの「申請書等ダウンロードページ」よりダウンロードしてください。

様式第1号

工事種別別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

- 注) 完成工事高の業種間の振り替えについては、次のとおり記載すること。
- (1) 「審査対象建設業」には、振り替え後の完成工事高を記載すること。
 - (2) 「完成工事高」には、振り替え前の各業種ごとの完成工事高を記載すること。
 - (3) どの業種に振り替えたかわかるように記載すること。

様式第2号

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づき確認を行うため、
 (商号または名称) _____ の令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの
 第 _____ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計
 の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会
 計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認
 しました。

愛媛県知事 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

商号または名称
 所属・役職

氏名 _____

以上

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認事項

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を確認する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものがあることを確認した。 受取手形、完成工事未収入金の営業債権 未完工支出金等の営業債権 貸入金等の金融債権 借入金等の金融債務 完成工事原価、業費等原価 完成工事原価、業費等原価 支払利息等の金融費用
預貯金	預貯金明細書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業債権から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に来ないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し原価金額から控除している。
貸倒損失貸倒引当金	貸倒不能のおそれがある金銭債権がある場合、その成立に必要額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の際に計上し損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他の有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、簿価を貸借対照表価額とし、評価目的有価証券として評価している。 市場価格のあるその他の有価証券を多額に保有している場合、簿価を貸借対照表価額とし、評価目的有価証券として評価し、全部株主連立又は部分株主連立により処分している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
棚卸資産	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額を当期の損失として処理している。 原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。 発注者が生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込みのないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未完工工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込みのない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未完工工事支出金から控除している。 前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものは当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は資産状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却額を修正し、修正額を損益に計上している。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当しない社内利用ソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が80%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
繰延資産	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。 償却として計上した繰延資産がある場合、当期の償却額を適正に行っている。 税法上の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出金の発生は帰属的に計上し、償却額を付している。
金銭債務	営業上の債務のうち正常営業債務から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示し、借入金その他の営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に来ないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。

未完工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未完工事受入金として処理し、完成工事高を計上している。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により繰越処理されたものを除く。将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
引当金	引当金の計上は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
退職給付債務	退職給付債務の発生は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
その他の引当金	引当金の計上は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
法人税等	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
消費税	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを流動負債に計上している。 期中において中間納付した法人税等がある場合、これを流動負債に計上している。
租税効果会計	租税効果会計の適用は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
収益・費用の計上(全般)	収益・費用の計上は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
工事収益・工事原価	工事収益・工事原価の計上は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
工事進行基準	工事進行基準の適用は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
支払利息	支払利息の計上は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
JV	JVの連結は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。
個別注記表	個別注記表の記載は、発生原因が当期以前にあり、かつ、数金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 損失が免れた工事に係る当該事業年度の費用として処理している。

経営状況分析機関一覧

(2. 4月現在)

経営状況分析の申請の時期及び方法等については、以下の各経営状況分析機関にお問い合わせください。

機関番号	機関の名称	本部所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター http://www.cic.or.jp/dunseki	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株) ヲネージュソフト・データ・リサーチ http://www.m-d-r.jp/	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株) http://www.wise-pds.jp/	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター http://www.kyusyukenet-hunseki.com/	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター http://www.hmi.co.jp/	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア http://www.netcore.co.jp/analysis/guide.html	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター http://www.mfac.co.jp/	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株) http://www.kjbc.co.jp/	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NIKB https://www.nkb-nkb.com/	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター http://www.ciac.jp/	東京都立川市葉崎町2-17-6	042-505-7583

令和2年10月1日から

健康保険被保険者証(写)の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ず**スキャン**をお願いします。

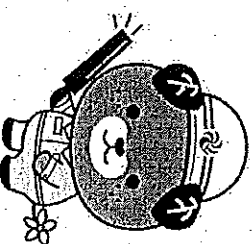
医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いられているところですが、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請(変更届等の各種届出を含む。)」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証(写)」等が提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にスキャンのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

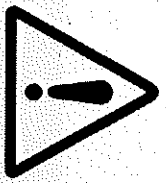
(例)

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	平成00年0月0日交付
氏名	スキャン 番号	スキャン
生年月日	00/00	平成00年0月0日
性別	0	0
資格取得年月日	平成00年0月0日	
事業所名称	株式会社 00	
保険者番号	0000	スキャン
保険者名称	00市00区00	
保険者所在地		



四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ

＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞



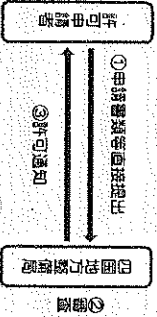
国土交通大臣許可業者の書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

建設業許可申請（新規・更新等）、

決算変更届等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、都道府県を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することとなります。

令和2年4月1日から



※詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

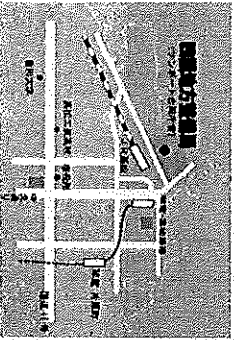
＜郵送先＞

〒760-8554

香川県高松市サノポート3-33

四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■ 問い合わせ先

四国地方整備局 建設部

計画・建設産業課 建設業係

☎ 087-851-8061 (代)

国土交通省 四国地方整備局